



激動の2年間で振り返って

加古川市消防本部予防課 仲宗根 浩

私は、平成19年4月1日から平成21年3月31日まで、総務省消防庁予防課への派遣研修の機会に恵まれました。その2年間の任期を終え、本年4月1日から派遣元である兵庫県加古川市消防本部予防課査察係長として業務を行い、6カ月が過ぎようとしています。本稿では、派遣研修の2年間で振り返り、肌で感じたことを率直に述べさせていただきたいと考えています。これらは、あくまでも私見であることをご承知おきの上、ご一読いただければ幸いです。

防火管理・違反処理の業務に携わって

私が派遣研修で配属された企画調整・制度係（平成20年度からは、防災管理係も付いてきますが…）は、予防行政の中でも主にソフト面を担当する係で、防火管理、違反是正といった内容の業務を担当していました。その

ような業務内容から、火災や事故が発生すれば、必ず「防火管理体制はどうだったのか?」「消防法違反はなかったのか?」といった情報収集や実態調査を行い、ハード・ソフトの両面から必要な対応を検討しなければなりません。ハード面については、消防用設備等の設置強化等で一定の効果を図ることができます。しかし、ソフト面については、なかなか難しいと感じました。

その理由として、実態調査等によって防火管理者選任率や消防計画作成率などは表すことができますが、その中身までは、読み取ることができません。派遣研修期間中にも多くの火災が発生しました。実態調査等でその状況を確認すると、防火管理者選任や消防計画の届出はされていても形式的なものに過ぎず、ほとんど機能していない事例も見受けられました。

今後は、私たち予防業務に携わる消防職員

◀加古川俯瞰（兵庫県下最大の一級河川）

違反是正

も、防火管理制度の実効性の確保に目を向けることが必要ではないかと感じます。総務省消防庁でも、その点は検討されており、先日、個室型店舗等に対する消防訓練指導マニュアルが示されました。これらを活用して、防火管理の原則である『自分のところは、自分たちで守る』という事業所側の防火意識の向上を図る必要があると思います。

北海道洞爺湖サミットに携わって

私の研修期間の中でも、特に貴重な体験となったのは、北海道洞爺湖サミットにおける消防特別警戒に携わったことです。私は、総務省消防庁に設置された北海道洞爺湖サミット消防・救急対策委員会の予防部会において、サミット関連施設の万全を期するため、予防警戒員による事前調査や訓練指導等の調整業務に関わりしました。

道外・道内の消防本部から多数の予防警戒員が集まり、関連施設の防火体制確立のため、

さまざまな検討がなされました。これは、予防版の緊急消防援助隊といえるもので、全国の消防本部から集まった予防警戒員を頼もしく感じたと同時に、各消防機関において指導内容や指導力の差があることを少なからず感じることとなりました。これらの課題については、大規模消防本部の豊富なノウハウを、サミット関連施設が所在する地元消防本部に伝え、協力して指導していくことで、サミット関連施設に対して、適切な指導が実施できたのではないかと思います。サミット開催期間中は、大きな災害もなく、無事に終えることができました。

これらの手法は、サミットの期間中だけでなく、通常業務においても活かすことのできるものではないかと考えます。例えば、近隣の経験豊富な消防本部や違反是正支援センターにアドバイスをもらいながら違反処理を進めていくことは、違反是正が進まない理由の一つとして挙げられる『経験不足』を解消



鶴林寺山門（聖徳太子ゆかりの国宝寺院）

する一つの手段であると思います。今後、近隣消防本部と協力して、例えば都道府県単位で、違反処理を推進していけるような仕組みができればいいのではないかと思います。

消防法改正(民間事業所における自衛消防力の確保)に携わって

私の派遣研修期間を通して関わった業務です。本改正において、発生が懸念される大規模地震等に対する防災管理体制の確立が事業所側へ求められることとなりました。この改正では、事業所側が災害想定を行い、それに基づく消防計画を作成し、さらに消防訓練を行うことで消防計画の内容の検証をして、見直しを図るといった「PDCAサイクル」が明記されました。事業所側の自立を促すという点で、大きな意味を持つ改正であったと思います。この法改正の対象は、大規模・高層の建築物となっています。これらの大規模な施設に対しては、過去の法令改正により、火災を予防することに重点が置かれていました。この法令改正により、火災だけでなく、地震その他の災害への対応が必要となり、事業所の安全対策への姿勢が問われることとなります。

それと同時に、事業所に対して指導する消防機関側のレベルアップも必要となります。防災管理に係る消防計画が届け出された際に、消防機関として指導をしなければなりません。しかし、事業所が作成した消防計画について、その事業所にとって実効性のあるものかどうかを確認することは容易なことではありません。そのため、これらの業務を支援するために財団法人消防科学総合センターから『改正消防法に係る大規模地震対応消防計画審査マニュアル』が配布されています。これらを参考に各消防機関の担当者にとっては、指導していかなければなりません。

この法令改正は、本年6月1日の施行で、まだまだ始まったばかりの制度です。地震等

に対する研究成果や新しい知見も今後示されると考えられます。ですから、事業所とともに消防機関もこの制度の運用について「PDCAサイクル」を活用し、よりよい防火・防災管理体制を築いていければよいのではないのでしょうか。

これからの予防行政に向けて

この2年間は、大きな地震も多く発生し、消防庁ではさまざまな対応を迫られました。また、社会的に影響の大きい火災も多く発生しました。実際、火災の直後に現場へ調査のために出向したこともあります。その中で感じたことは、今までの予防行政では対応しきれない事案が増えてきているということです。新たな業態の出現(グループホーム、インターネットカフェ、個室ビデオ等)や防火対象物の管理体系の複雑・多様化などに、現行の消防法令では行き届かない部分が出てきたのではないのでしょうか。これらについては、消防機関が自ら考えて臨機応変に対応することが求められるようになると思いますし、その必要性を感じています。

また、さまざまな火災事案や日常業務を通して感じることで、利用する側の人たちにも施設に潜む危険性を感じる能力を養ってほしいということです。私たち消防職員は職業柄、どこへ行っても避難口を確認しますし、その他の消防設備についても確認してしまいます。もし、ここで火災が発生したら…と考えてしまいます。そのような意識を一般の方にも持ってもらよう、消防職員が訓練等で指導することや、広報することが必要だと思いますし、施設の安全性をアピールする防火対象物点検報告制度による表示や命令の公示を積極的に行う必要があると思います。

そして、我々消防職員も常に危機意識・当事者意識を持つべきだと思います。近年発生した、グループホームやカラオケボックス、個室ビデオ店等の火災事案は、日本全国のど



泊神社(宮本武蔵・伊織ゆかりの神社)



国登録有形文化財のあかがね御殿(多木浜洋館)



加古川名物「かつめし」

こでも発生する可能性があります。これら事案の報道を見ていると、ひとたび火災が発生すれば、「消防機関の指導はどうだったのか？」などと行政側の対応が注目されます。ご自身の消防本部管内で同様の火災が発生した場合のことを想像してみてください。みなさん大丈夫ですか？報道対応は？消防法違反は？査察結果や消防の違反処理は？今、不安に思った消防職員の皆さんが多くいらっしゃるのではないのでしょうか？そういう自分も不安に感じている一人です。やはり、消防の責任を果たすためにも必要な違反処理は実施しておくべきだと思いますか？

しかしながら、多くの消防本部の予防担当者からは、違反是正について、「経験がないので、どうすればよいかわからない」、「組織としての体制が整っていない」、「上司の理解が得られない」などの理由で、進めていない(進まない)という意見を聞きました。でも、それは消防機関側の都合であり、国民に対して何の言い訳にもならないということを火災事案が発生するたびに感じます。我々は、ど

のような目的で業務を行っているのか、今一度見つめなおす必要があるのではないのでしょうか。このようなときは、もう一度『消防法第1条』を読んでみてください。今さら言うことではありませんが、消防法は、「この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し…」という第1条の規定から始まります。消防法の目的は、火災を【予防】することが、1番目になっています。

ありがとうございました

勝手なことを言ってきましたが、私なりに感じることを述べさせていただきました。総務省消防庁では、地元消防本部では経験できない多くのことを学び、全国各地の消防職員の方々と交流を深めることができました。この経験とつながりは自分にとって貴重な財産であり、今後の消防人生を歩んでいく大きな励みになります。

最後になりますが、この2年間の総務省消防庁派遣研修に際し、お世話になった皆様にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。